

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

倉吉市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

倉吉市は、鳥取県の中央部に位置し、その市域は大きく倉吉盆地、北条平野、灘手低湿地地帯、大山火山灰台地、山地の5つの地形に区分することができ、森林面積は約68パーセントを占めている。また、河川は倉吉市関金町から流下する小鴨川、さらに西側から志村川、北谷川、多くの支流をもつ国府川が市街地の北西部で合流して小鴨川となり、これが上灘北西部で三朝町から流下する天神川と合流し日本海に注いでいる。

こうした地形条件から河川周辺には豊かな水田地帯が、一方南西部の大山山麓に及ぶ火山灰台地には畑作を中心とした農用地が広がっており、農業生産活動を通じて、国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、担い手の高齢化、減少等により耕作放棄が増加等することにより国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下、また、平場地域との生産条件の格差が懸念されており、これらの生産コスト差を是正する取組を行うことが必要である。

また、この豊かな自然環境を守るため、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、倉吉市では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

また、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	別紙地図1のとおり	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	別紙地図2のとおり	法第3条第3項第2号に掲げる事業
③	別紙地図1のとおり	法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村法指定地域…旧上井町、旧関金町全域

(イ) 知事特認基準対象地域

a 農林統計上の中間農業地域及び山間農業地域…旧高城村、旧北谷村、旧小鴨村、旧上小鴨村

b 3法指定地域に地理的に接する農用地（3法指定地域に接する集落（3法指定地域からの地形が連続している地域内の集落を含む。）の区域）…旧西郷村、旧上北条村、旧倉吉町

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 市長の判断によるもの

緩傾斜農用地

田1/100以上1/20未満、畑8度以上15度未満の傾斜農用地を対象とする。

(ウ) 鳥取県知事が地域の実態に応じて指定する地域

a 急傾斜農用地

b 急傾斜と連担する緩傾斜農用地（田1/100以上1/20未満、畑8度以上15度未満）

(2) その他留意すべき事項

ア 既荒廃農地については、次のとおり取り扱うこととする。

(ア) 既荒廃農地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。

(イ) 既荒廃農地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、令和6年度までに既

荒廃農地を復旧又は林地化することを条件に当該既荒廃農地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。

なお、林地化する場合は、農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に林地になると見込まれる植林がなされるものとする（「林地化」については以下同じ。）。

(ウ) 集落協定又は個別協定に位置づけない既荒廃農地（協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの）についても協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既荒廃農地の草刈り、防虫対策等を行う。

イ 限界的農地については、維持すべき農用地であるか否かを検討し、適宜、林地化を推進することとする。また、林地化を行う場合においては、集落協定にあらかじめ令和6年度までに林地化するための準備を行い、植林すると位置付けられている場合は、令和6年度まで交付金の交付の対象とする。

ウ 自然災害を受けている農用地については、令和6年度までに復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

また、協定締結後に協定農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を市長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

エ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。

オ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通常施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

カ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者（農作業受託を行う場合は受託者）を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。

2 集落協定の共通事項

(1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の扱い手若しくは農業生産法人等が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

適正な農業生産活動に加え、地域の中で、国土保全機能を高める取組、保健休養機能を高める取組又は自然生態系の保全に資する取組等、集落の実態に合った活動を一つ以上（法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われている行為以外のものを一つ以上）行う。

(3) 集落マスターplan

ア 集落協定の将来像の明確化

地域の実情を踏まえ、集落の自律的な農業生産活動等の体制整備の目標（おおむね 10 年～15 年後の実現を目指とした目標）を記載する。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から 5 年間の具体的な活動計画について工程表の作成等を行うこととする。

(4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取組みとして活動すべき事項

集落マスターplanの内容と整合性がある集落戦略を令和 6 年度までに作成することとする。

集落戦略とは、6 年後から 10 年後の協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、協定参加者で話し合いを重ね、将来的に維持すべき農用地を明確化し、その農用地をどのような手法で守っていくかについて合意形成を図り、それらの農用地を維持に向けた担い手の確保等の取組を推進するためのものである。

(5) 加算措置適用のために取り組むべき事項

ア 超急傾斜農地保全管理加算については、令和 6 年度までに、協定農用地内の勾配が田で 1/10 以上、畑で 20 度以上である農地の保全等の取組を行う場合に対象農用地面積に応じて加算する。

イ 集落協定広域化加算については、令和 6 年度までに、他の集落内の対象農用地を新たに含めて協定を締結し、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保する場合（単年度に限る）、又は当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、広域化により実現する農業生産活動等の継続のための取組を行う場合に、当該協定農用地の全てに加算する。

ウ 集落機能強化加算については、令和 6 年度までに、新たな人材の確保に関する取

組又は集落機能を強化する取組を行う場合に、当該協定農用地の全てに加算する。
エ 生産性向上加算については、令和6年度までに、農業生産性の向上を図る取組を行う場合に、当該協定農用地の全てに加算する。

(6) その他

集落協定及び個別協定は令和3年度以降に締結することも可能とする。

3 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

- (1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあっては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。
- (2) 農業従事者一人当たりの所得が鳥取県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該農業者の対象農用地のうち自作地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合、又は当該農業者の対象農用地全てが、当該農業者と農用地の権原を有する者との間において利用権設定又は同一生産工程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の作業の受委託が行われている農用地である場合は、直接支払いの対象とする。
- (3) 認定農業者に準ずる者とは、農地の利用集積を進める者で、地域の中核的リーダーとしての役割を果たし、地域の合意により担い手として集落協定の中に明確に位置付けられた農業者等（ただし、年齢が65歳以下で、経営規模が1ha以上の意欲のある農業者等とする。）で市長が認定する者とする。

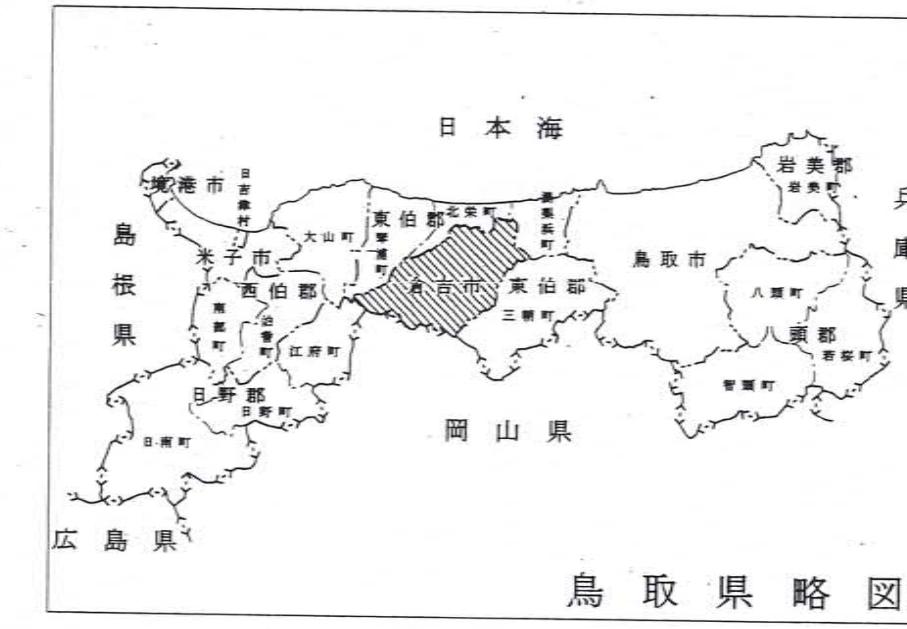
4 その他必要な事項

- (1) 土地改良通年施行を行っている農用地も対象とするが、その場合には次の要件を全て満たすこと。
ア 当該年度の6月30日（令和2年度においては8月31日）までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は農林漁業金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。

イ 当該年度内に事業が終了すること。

ウ 集落協定に事業の実施が位置づけられていること。

- (2) 現に災害を受けている農用地については、令和6年度までの復旧を条件に直接支払交付金の交付対象とすることができます。また、復旧の方法については災害復旧事業実施計画書等により概要を明らかにするとともに、集落協定に位置づけること。
- (3) (1), (2)の実施により、協定認定時の対象農用地の要件（地目、傾斜区分）に変更があった場合でも、令和6年度まで交付金の交付対象とする。
- (4) 田から田以外に地目を変更する場合は、当該農地を変更後の地目の傾斜基準で対象の可否を判定し、対象となる場合は変更後の地目の区分に該当する単価とするものとする。ただし、地目を変更することによって対象要件を満たさなくなった場合は、令和6年度まで変更後の地目の区分の緩傾斜の単価を適用するものとする。




鳥取県 倉吉市全図

土地利用計画図

水色線内 = 1号事業（多面的機能支払）

黄色地 = 3号事業（環境保全型農業直接支払）



鳥取県
倉吉市全図



赤色地 = 2号事業（中山間地域等直接支払）



1:50000